#### エバーグリーン・リテイリング株式会社 電気供給約款 別紙I

2025 年 12 月 9 日より施行の電気供給約款 13 (料金) に規定する料金は以下のとおりとします。本別紙 I の適用日は 2025 年 12 月 9 日とします。

ネプランは、当社がお客さまに供給する電気について、再エネ指定の非化石証書を利用して、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に 基づく二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) をゼロとする予定のプランです。当社がお客さまに供給する電気に関する調達計画、電源構成、非化石証書の使 用状況およびメニュー別 CO2 排出係数については、EGR ホームページに掲載しておりますので、EGR ホームページを必ずご覧になるようお願いいたします。 (https://www.egmkt.co.jp/newsroom/powerconfig/)

#### 料金等

(北海道エリア)

### 料金プラン : 北海道 MP/AP 従量電灯 B

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること
- (p) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワ ット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロ ワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

#### 契約電流

- (4) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によっ て定めます
- (ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

#### 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

#### 基本料金

	単位	料金(税込)
10 アンペア	1 契約	340 円 67 銭
15 アンペア	1 契約	511 円 01 銭
20 アンペア	1 契約	681 円 34 銭
30 アンペア	1 契約	1,022円01銭
40 アンペア	1 契約	1,362 円 68 銭
50 アンペア	1 契約	1,703 円 35 銭
60 アンペア	1 契約	2,044円02銭

# 電力量料金

<b>車付</b> 亚		
	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	23 円 85 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時まで(第2段階料金)	1kWh	29 円 35 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	29 円 90 銭

### 料金プラン : 北海道 MP/AP 従量電灯 C

# イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- 50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から 当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワッ ト以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがありま

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

# 契約容量

- (4) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (p) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (い) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

# 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

### 基本料金

単位	料金(税込)
1kVA	340 円 80 銭

### 電力量料金

<b>万里代立</b>			
	単位	料金(税込)	
最初の 120 キロワット時まで(第1段階料金)	1kWh	23 円 24 銭	
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	28 円 74 銭	
上記超過(第3段階料金)	1kWh	30 円 56 銭	

# 料金プラン : 北海道 MP/AP 低圧電力

# イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (4) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。

(ま) 「需要物別において促量電灯とめわらして実施する場合は、気が電池(この場合、10つく)と契約電力との合計が50キロワットを構であること。 または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設す ることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

- (4) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (c) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

#### 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 また、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

#### ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

#### 基本料金

1kW 1,120 円 37 銭	単	位	料金(税込)
	1k	W	1,120円37銭

#### 電力量料金

単位	料金(税込)	
1kWh	17 円 67 銭	

### 料金プラン : 北海道 MP/AP 低圧電力 S

#### イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。(ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。) または契約容量 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状况等か ら当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との 合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

#### 契約容量

- (イ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
   (ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
   (ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

#### 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 は、15年間は、第25年間は、第25年間は、15年間に一切します。 また、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使 用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

# ホその他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

4	科金	
	単位	料金(税込)
	1kW	1, 120 円 37 銭

単位	料金(税込)
1kWh	18 円 52 銭

#### (東北エリア)

#### 料金プラン : 東北 MP/AP 従量電灯 B

#### イ 適用節用

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

- (p) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロ ワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロ ワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によっ
- (ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

#### 其本料金

	単位	料金(税込)
10 アンペア	1 契約	330 円 00 銭
15 アンペア	1 契約	495 円 00 銭
20 アンペア	1 契約	660 円 00 銭
30 アンペア	1 契約	990 円 00 銭
40 アンペア	1 契約	1,320円00銭
50 アンペア	1 契約	1,650円00銭
60 アンペア	1 契約	1,980 円 00 銭

#### 電力量料金

<u>2112</u>		
	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	24 円 95 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	26 円 28 銭

#### 料金プラン : 東北 MP/AP 従量電灯 C

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(インに該当し、かつ、(ロ)の契約容量と 契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給 設備を施設することがあります。 ロ供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

### ハ 契約容量

- 、矢科谷里 (イ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものと し、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力をだし、電力を対象を 電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申

# 其本料金

5/1	<b>个</b> 们亚			
	単位	料金(税込)		
	1kVA	330 円 00 銭		

# 電力量料金

<u> </u>		
	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	25 円 21 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	26 円 48 銭

# 料金プラン : 東北 MP/AP 低圧電力

# イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

駅力を使用する需要で、次のいすれたも取当するものに週用いたします。
(イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)
または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との 合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設す

ることがあります

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

# 、 契約容量

- (イ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

#### 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 また、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使 用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

#### ホその他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

#### 基本料金

単位	料金(税込)
1kW	1,176円45銭

### 電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	15 円 95 銭
その他季	1kWh	14円 50 銭

#### 料金プラン : 東北 MP/AP 低圧電力 S

# イ 適用範囲

順別製四 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(1) / 未り電力が終めている。 (c) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。) または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との 合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設す ることがあります。

- (イ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものと
- し、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
  (p) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
  (n) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

### 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 た、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用 量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

#### ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

# 基本料金

7	7月 亚		
	単位	料金(税込)	
	1kW	1.176 円 45 銭	

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	16 円 26 銭
その他季	1kWh	14 円 77 銭

#### (関東エリア)

#### 料金プラン : 関東 MP/AP 従量電灯 B

#### 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

- (p) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロ ワット未満であること。

1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等 から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キ ロワット以上であるものについても適用することがあります。

供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

#### 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によっ
- (p) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合に は、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

### 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

#### 其本料金

4-4-1 32		
	単位	料金(税込)
10 アンペア	1 契約	284 円 29 銭
15 アンペア	1 契約	426 円 44 銭
20 アンペア	1 契約	568 円 58 銭
30 アンペア	1 契約	852 円 87 銭
40 アンペア	1 契約	1,137円16銭
50 アンペア	1 契約	1,421 円 45 銭
60 アンペア	1 契約	1,705 円 74 銭

#### 電力量料金

<u>2112</u>		
	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	19 円 69 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	24 円 55 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	27 円 44 銭

#### 料金プラン : 関東 MP/AP 従量電灯 C

#### イ 適用節用

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が

では、「需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがありま

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

### ハ 契約容量

- 、突約谷軍 (イ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、 お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

# 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 

# 基本料金

単位		料金(税込)
1kVA	A	284 円 29 銭

### 電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	19 円 69 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第2段階料金)	1kWh	24 円 55 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	27 円 44 銭

# 料金プラン : 関東 MP/AP 低圧電力

# イ 適用範囲

優別報告 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (4) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

- (中) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キ

ロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) と契約電子が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等か ら当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ョ)の契約電流または契約を量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

(イ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

- (ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

#### 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 また、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

#### ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

#### 基本料金

٠.			
	単位	料金(税込)	
	1kW	1,009円80銭	

### 電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	17 円 28 銭
その他季	1kWh	15 円 71 銭

# 料金プラン : 関東 MP/AP 低圧電力 S イ 適用範囲

- 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。 (ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キ

(で) 1需要物所において従量電灯とあわせて契約する場合は、矢約電池(この場合、100分で、7を1マログラドとかなじます。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

- (1) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (p) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (n) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 また、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

#### ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

#### 基本料金

単位	料金(税込)	
1kW	1,009円80銭	

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	17 円 70 銭
その他季	1kWh	16 円 09 銭

#### (中部エリア)

#### 料金プラン : 中部 MP/AP 従量電灯 B

# イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

- (p) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロ ワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロ ワット以上であるものについても適用することがあります。

### ロ供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によっ て定めます
- (p) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合に は、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

#### 其本料金

	単位	料金(税込)
10 アンペア	1 契約	283 円 14 銭
15 アンペア	1 契約	424 円 71 銭
20 アンペア	1 契約	566 円 28 銭
30 アンペア	1 契約	849 円 42 銭
40 アンペア	1 契約	1,132 円 56 銭
50 アンペア	1 契約	1,415 円 70 銭
60 アンペア	1 契約	1,698 円 84 銭

#### 電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	20 円 96 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第2段階料金)	1kWh	24 円 27 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	25 円 78 銭

#### 料金プラン : 中部 MP/AP 従量電灯 C

#### イ 適用範囲

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が

では、「需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがありま

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

### ハ 契約容量

- 、突約谷軍 (イ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、 お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

# 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

# 基本料金

茸	单位	料金(税込)
	kVA	283 円 14 銭

### 電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	20 円 96 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	24 円 27 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	25 円 78 銭

# 料金プラン : 中部 MP/AP 低圧電力

# イ 適用範囲

- 週川和四四 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。 (ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロロットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロロットをはなったロロットを表すること

ロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) と契約電子が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等か ら当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ョ)の契約電流または契約を量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

### ハ 契約容量

(イ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものと し、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

- (ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

#### 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 また、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

#### ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

#### 基本料金

٠.	1133	
	単位	料金(税込)
	1kW	1,029円60銭

### 電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	17円01銭
その他季	1kWh	15 円 46 銭

#### 料金プラン : 中部 MP/AP 低圧電力 S

# イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

- (p) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キ

(で) 1需要物所において従量電灯とあわせて契約する場合は、矢約電池(この場合、100分で、7を1マログラドとかなじます。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

#### ハ 契約容量

- (4) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (p) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (n) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 また、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款 3 条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

#### ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

### 基本料金

* 1 <u>* 1 1 2 </u>		
単		料金(税込)
114	W	1,029円60銭

<u> </u>		
	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	17円51銭
その他季	1kWh	15 円 91 銭

#### (北陸エリア)

#### 料金プラン : 北陸 MP/AP 従量電灯 B

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワ ット未満であること。
- ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロ ワット以上であるものについても適用することがあります。
- ロ供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によっ
- (p) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合に は、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

#### 其本料金

	単位	料金(税込)
10 アンペア	1 契約	242 円 00 銭
15 アンペア	1 契約	363 円 00 銭
20 アンペア	1 契約	484 円 00 銭
30 アンペア	1 契約	726 円 00 銭
40 アンペア	1 契約	968 円 00 銭
50 アンペア	1 契約	1,210円00銭
60 アンペア	1 契約	1,452円00銭

#### 電力量料金

<u>2112</u>		
	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	17 円 84 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	21 円 19 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	21 円 39 銭

#### 料金プラン : 北陸 MP/AP 従量電灯 C

#### イ 適用節用

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が
- では、「需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがありま

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

### 契約容量

- (イ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。(ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。(ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
- 二 料金

刊金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

# 基本料金

五十					
	単位	料金(税込)			
	1kVA	242 円 00 銭			

# 電力量料金

7. 重任 平		
	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第1段階料金)	1kWh	17 円 84 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	21 円 39 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	21 円 49 銭

# 料金プラン : 北陸 MP/AP 低圧電力

# イ 適用範囲

優別等の 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (4) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(p) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。) または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等か ら当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との 合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

(イ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

- (ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

#### 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 また、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

#### ホその他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

#### 其本料金

<b>単位</b>	料全(粒込)
+1m	1 100 円 11 65
IKW	1, 106 円 11 銭

#### 電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	12 円 15 銭
その他季	1kWh	11円 09 銭

# 料金プラン : 北陸 MP/AP 低圧電力 S

#### イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (4) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設す ることがあります

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

#### ハ 契約容量

- 、 矢約谷里 (イ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものと し、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

#### 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 また、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が80キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

#### ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

#### 基本料金

単位	料金(税込)
1kW	1,106円11銭

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	12 円 82 銭
その他季	1kWh	11 円 70 銭

#### (近畿エリア)

#### 料金プラン : 近畿 MP/AP 従量電灯 A

#### イ 適用範囲

- 歴灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
  (イ) 使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます。) が 6 キロボルトアンペア未満であること。
  (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状 送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の 契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

#### 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

#### 二 料金

#### 基本料金

	単位	料金(税込)
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	1 契約	341 円 00 銭

#### 電力量料金

-	/ <del>=</del> 11=		
		単位	料金(税込)
	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	1kWh	20 円 30 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	24 円 52 銭
	上記超過(第3段階料金)	1kWh	26 円 98 銭

### 料金プラン : 近畿 MP/AP 従量電灯 B

### イ 適用範囲

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること。
- ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から 当社および送配電事業者が

技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについて も適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

#### ハ 契約容量

- 矢科谷里 (イ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものと し、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
- 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し 受けます。

### 其本料金

単位	料金(税込)
1kVA	372 円 24 銭

### 雷力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	17 円 67 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第2段階料金)	1kWh	18 円 75 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	21 円 82 銭

### 料金プラン : 近畿 MP/AP 低圧電力

### イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(p) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(4)に該当し、かつ、(p)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設 することがあります。

供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

# ハ 契約容量

- 条約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
  (p) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
  (ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

# 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 また、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

### ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

# 基本料金

単位	料金(税込)
1kW	916 円 30 銭

# 電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	14 円 43 銭
その他季	1kWh	12 円 95 銭

#### 料金プラン : 近畿 MP/AP 低圧電力 S

# イ 適用範囲

通用範囲動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)
または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ることがあります

ることがめります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

- 、 矢利谷里 (イ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、 お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (^) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

#### 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 おいまた。電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

# ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

#### 基本料金

単位	料金(税込)
1kW	916 円 30 銭

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	15 円 42 銭
その他季	1kWh	13 円 86 銭

#### (中国エリア)

#### 料金プラン ・ 中国 MP/AP 従量電灯 A

### イ 適用範囲

- 歴灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
  (イ) 使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます。) が 6 キロボルトアンペア未満であること。
  (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状 送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の 契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

#### 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

#### 二 料金

	単位	料金(税込)
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	1 契約	336 円 38 銭

#### 雷力量料金

A 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	単位	料金(税込)
15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	1kWh	20 円 36 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第2段階料金)	1kWh	25 円 94 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	26 円 10 銭

# 料金プラン : 中国 MP/AP 従量電灯 B

### イ 適用範囲

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から 当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがありま

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

#### ハ 契約容量

- ・ 突約谷里 (イ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものと し、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

### 二 料金

...... 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

### 其本料金

単位	料金(税込)
1kVA	390 円 72 銭

### 雷力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	18 円 03 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第2段階料金)	1kWh	23 円 40 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	23 円 65 銭

### 料金プラン : 中国 MP/AP 低圧電力

# イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(4) 実料電力が原則として50キロソット未満であること。 (n) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。) または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等か ら当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との 合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設す ることがあります

供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

# ハ 契約容量

- ・ 実計分異 (イ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものと し、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (p) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (c) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

# 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 また、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

### ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

#### 基本料金

 · [ ] -16-2	
単位	料金(税込)
1kW	999 円 90 銭

### 電力量料金

I		単位	料金(税込)
	夏季	1kWh	14 円 96 銭
Ī	その他季	1kWh	13 円 68 銭

#### 料金プラン : 中国 MP/AP 低圧電力 S

# イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (4) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(4) 実料電力が原則として50年ログット未満であること。 (n) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(4)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設する ことがあります。 と 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

- 、矢科谷里 (イ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものと し、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

### 二料金

・ 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 また、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款 3 条(4)記載の方法での四捨五入の結果、 使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

### ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

#### 基本料金

単位	料金(税込)
1kW	999 円 90 銭

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	15 円 55 銭
その他季	1kWh	14 円 22 銭

#### 料金プラン : 四国 MP/AP 従量電灯 A

### イ 適用範囲

- 配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電 流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

#### ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

#### 二 料金

	単位	料金(税込)
1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 契約	407 円 41 銭

#### 電力量料金

 五 1 1 五		
	単位	料金(税込)
11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	1kWh	20 円 10 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	25 円 35 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	26 円 30 銭

# 料金プラン : 四国 MP/AP 従量電灯 B

### イ 適用範囲

- 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の状況等がよります。 備を施設することがあります。
- ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

#### 契約容量

- (イ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
- (ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

#### 二 料金

・1. M. Hadi、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

# 基本料。

54	SANTE			
	単位	料金(税込)		
	1kVA	356 円 48 銭		

### 雷力量料金

, 3 <u></u>   1 <u></u>		
	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	16 円 30 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	22 円 41 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	23 円 12 銭

# 料金プラン : 四国 MP/AP 低圧電力

### イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (4) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

- (ロ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。

は、日前安物所において従星電灯とめわせて契約する場合は、実料電流(この場合、100分に、100分により、アンペースにより、アンペースには契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ることがあります

コース・ロール・ファック (1) 日 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

- (イ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

# 二 料金

基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 また、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使 用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

# ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

#### 基本料金

 ·     - 100 a	
単位	料金(税込)
1kW	1,017円50銭

### 電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	15 円 80 銭
その他季	1kWh	14 円 36 銭

#### 料金プラン : 四国 MP/AP 低圧電力 S

# イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(4) 契約電刀が原則として50キロワット未満であること。 (p) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

コース・ロール・ファック (1) 日 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

- 、 矢利谷里 (イ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものと し、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

# 二料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 日本は、五年刊は、電力量料金は、別表2(電源調達調整によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使 用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

#### ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

### 基本料金

単位	料金(税込)	
1kW	1,017円50銭	

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	16 円 16 銭
その他季	1kWh	14 円 69 銭

#### (九州エリア)

#### 料金プラン : 九州 MP/AP 従量電灯 B

#### イ 適用節用

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

- (p) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロ ワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロ ワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によっ
- (ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

#### 其本料金

	単位	料金(税込)
10 アンペア	1 契約	295 円 51 銭
15 アンペア	1 契約	443 円 27 銭
20 アンペア	1 契約	591 円 02 銭
30 アンペア	1 契約	886 円 53 銭
40 アンペア	1 契約	1,182円04銭
50 アンペア	1 契約	1,477円55銭
60 アンペア	1 契約	1,773 円 06 銭

#### 電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	17 円 45 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第2段階料金)	1kWh	22 円 52 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	23 円 44 銭

#### 料金プラン : 九州 MP/AP 従量電灯 C

# イ 適用範囲

- 福州東に加州東区間 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が

50キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から にたし、「前安物所においては出力とのわせて失れする物目と、お名さよが相当され、ガラス、お名さよりに取り使用水原、と即じ事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(インでは当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがありま

っ。 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

### ハ 契約容量

- 、突約谷軍 (イ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものと し、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (p) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (^) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

# 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

>/1^	<b>个</b> 们亚			
	単位	料金(税込)		
	1kVA	295 円 51 銭		

### 電力量料金

	4 <u>-</u> 11-2		
	単位	料金(税込)	
最初の 120 キロワット時まで(第1段階料金)	1kWh	17 円 45 銭	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第2段階料金)	1kWh	22 円 52 銭	
上記超過(第3段階料金)	1kWh	23 円 00 銭	

# 料金プラン : 九州 MP/AP 低圧電力

# イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

動力を使用する需要で、状のですれたも成当するものに適用でたします。 (イ)契約電力が原則として50キャワット未満であること。 (ロ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。) または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との 合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設す ることがあります

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

# 、 契約容量

- (イ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

#### 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 また、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使 用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

#### ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

#### 基本料金

単	位	料金(税込)
1k	W	910 円 80 銭

### 電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	17円10銭
その他季	1kWh	15 円 42 銭

### 料金プラン : 九州 MP/AP 低圧電力 S

# イ 適用範囲

- (ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場 お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電 気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用すること があります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

#### ハ 契約容量

- 、 矢約谷里 (イ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものと し、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

#### 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 おいまた。電力量料をは、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

#### 基本料金

単位	料金(税込)	
1kW	910 円 80 銭	

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	17 円 45 銭
その他季	1kWh	15 円 74 銭